

令和5年度答申第8号

令和6年 1月26日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会長 井 川 信 子 印

個人情報の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和2年11月30日付け松街都第272号をもって諮問のあった個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

松戸市長は、本件処分を取り消し、改めて、開示決定等すべきである。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和2年9月23日付け個人情報開示請求書により、松戸市長（以下「処分庁」という。）に対して、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の条例をいう。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係るもの一切。千葉県知事決定分と松戸市長決定分との両方。少なくとも、私の意見書、その要点、録音、反訳、会議録などは含める。」（以下「本件文書」という。）に係る個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、令和2年10月6日付け松街都第〇〇〇号で、本件文書の不存在を理由として、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年10月26日付け審査請求書により、松戸市長（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

#### (2) 理由

本件処分は、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第10条第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由付記に不備がある。

また、本件処分には、条例第 11 条の 3 第 2 項の規定により準用される松戸市情報公開条例第 16 条第 2 項により、適用除外される旨の記載がなく、理由付記に不備がある。

処分庁は、松戸市行政資料センターを条例第 11 条の 3 第 2 項の規定により準用される松戸市情報公開条例第 16 条第 2 項に規定するその他の市の施設に当たるとした上で、同センターに配架してあることを理由に本件対象個人情報の記録の一部を適用除外している。

このような適用除外を認めた場合には、個人情報の訂正請求、利用停止等請求ができなくなってしまうため、条例の目的に反する。

図書館その他市の施設において、市民の利用に供することを目的としている公文書であって、一般に閲覧させ又は貸し出すことができるものそのものについて開示請求されたわけではない場合には、一般の利用に供されているものと同じ情報である以上、全部開示すべきである。

対象個人情報については特定漏れがあるため、条例第 11 条の 3 第 2 項の規定により準用される松戸市情報公開条例第 10 条第 2 項括弧書「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。

### (3) 反論書

審査請求人は、令和 3 年 1 月 28 日付け反論書により、おおむね、次のように主張を追加した。

松戸市情報公開条例第 16 条第 2 項の規定は、本件条例第 11 条の 3 第 2 項において準用されないため、審査請求の理由を訂正する。

条例第 10 条第 1 項の公文書とは、条例第 2 条第 7 号により定義され、特に本件条例の適用除外を定められているものはない。

原処分には理由付記の不備があるため、附言を出してほしい。

弁明書に記載された個人情報の定義が納得できない。

一般国道 464 号に関するパワーポイント資料のうち、審査請求人の個人情報を記録した公文書があれば開示となる。

会議資料や地図には審査請求人の個人情報が記録されているため、対象個人情報の記録として特定すべきである。

会議が公開されていることから個人情報が含まれていないとの結論を導き出すことは不合理である。

行政資料センターの配架資料も特定漏れとなっている。

処分庁は、弁明書に反映されなかったものを、意見書として出すべきである。

#### 4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

##### (2) 理由

条例第2条では、個人情報とは、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するもの」をいい、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの」が掲げられている。

審査請求人は、本件文書に係る個人情報の開示を求めているが、本件文書に審査請求人の個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの）の記録はないことから、非開示の決定をしたものである。

松戸市都市計画審議会は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項に基づき設置されるものであり、市長の諮問に応じ、①本市が定める都市計画に関すること、②都市計画について提出する意見に関することについて、審議し、市長に諮問することを所掌事務としている（松戸市都市計画審議会条例（昭和44年松戸市条例第55号）第2条）。

そして、松戸市都市計画審議会議事運営規則（昭和44年松戸市規則第48号）第4条では、会議を非公開とすることを認めているが、本件文書に係る都市計画審議会は、公開され、傍聴も認められ、会議資料、議事録は公開されており、個人情報は含まれていない。

なお、審査請求人が、令和2年9月23日付け公文書開示請求書により、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係る公文書一切。」について、開示請求したことに対し、同年10月6日に、行政資料センターへの配架資料を除き、公文書の全部を開示している。

行政資料センターの配架資料については、非開示としたのではなく、行政資料センターにおいて、何人も閲覧可能であるため、開示請求の対象外とした。

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例に規定はなく、主張自体失当である。

以上のとおりであるから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

## 5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

### (1) 条例の目的等について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

### (2) 個人情報について

個人情報とは、「個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（略）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの」（条例第2条第2号）

### (3) 公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」（条例第2条第7号）をいう。

本件文書は、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係るもの一切。千葉県知事決定分と松戸市長決定分との両方。少なくとも、私の意見書、その要点、録音、反訳、会議録などは含める。」であり、当該文書を現に管理している都市計画課の職員が職務上、作成し又は取得した文書として、当該文書は公文書に該当する。

(4) 個人情報の記録の開示請求について

条例は、個人情報の開示については、

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの

(2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたものの」

と規定している。

(5) 個人情報の記録の開示決定等について

条例は、個人情報の記録の開示決定等については、

「第11条の3 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示の請求があつた日の翌日から起算して14日以内（訂正の請求及び利用停止等の請求にあつては30日以内）に、請求に係る決

定をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、開示の手続等については、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の規定を準用する。」

と規定している。

審査請求人はその主張の中で、松戸市行政手続条例第14条第1項は、不利益処分理由の提示について、「市の機関は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない」と規定していることを指摘するが、同条例第2条第6号イにおいて、不利益処分の定義から、「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分」を除外しているため、同条は、本件処分には適用がない。

(6) 本件処分について

ア 都市計画法第77条の2は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村都市計画審議会を置くことができること、同審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めること等を規定する。

イ 処分庁は、令和2年10月6日付け個人情報非開示決定通知書において、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係る公文書については、個人に関する情報を記録した公文書が存在しないため、非開示とする。」旨を通知した。

ウ 処分庁は、本文書は行政資料センターにおいて公にされていることから、個人情報が含まれていないことを主張している。

この点、土地、家屋等の所在、位置、形状等の情報のみであれば、直接、特定個人を識別できず、また、都市計画事業の一環として、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報（公知情報）に該当するものと考えられるが、公にされている情報であっても、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる個人情報については、個人情報の開示請求権等を認めることが必要となる場合もあるものと考えられる。

この点について、当審議会において、処分庁に対し、松戸市都市計画審

議会の８月２４日開催分の会議資料の提出を求めて内容を確認し、意見聴取したところ、会議資料には「公述の要旨」及び「意見書の要旨」についての記述があり、それぞれの提出が１件であった。その提出者を処分庁に確認したところ、公述及び意見書の２件とも審査請求人であることが確認された。

これらの要旨の記述は、処分庁が作成したものではあるが、その記述の元は審査請求人が提出したものだけであり、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものに該当することから、対象文書として請求人に対して開示すべきである。

したがって、松戸市都市計画審議会の８月２４日開催にかかる公文書（議事録含む）について、「公述の要旨」及び「意見書の要旨」の記録が含まれるか確認の上、対象文書として開示すべきである。

#### (7) 裁量的開示等について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

また、審査請求人の主張する理由附記については、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠を明記すべきである。

その他、審査請求人は、処分庁の対応等について、種々指摘しているが、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

以上のことからすると、本件処分については、これを取り消した上で、改めて、開示決定等を行うことが妥当である。

## 6 結論

以上により、審議会は、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

| 年 月 日       | 内 容              |
|-------------|------------------|
| 令和 4年 1月 5日 | 諮問書の受理           |
| 令和 5年10月 5日 | 第1回審議会（諮問の報告・審議） |
| 令和 5年11月16日 | 第2回審議会（審議・理由説明）  |
| 令和 5年12月21日 | 第3回審議会（審議・意見陳述）  |
| 令和 6年 1月26日 | 第4回審議会（審議）       |